

令和4年度1月 第10回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年1月31日（火） 午前10時00分 ～ 午前10時20分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推 1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推 2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推 3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推 4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推 5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推 6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推 7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推 8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推 9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	欠席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	伊藤 秀樹
書 記	堀田 裕樹		吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 3 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 3 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 3 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	報告第 2 9 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 3 0 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 3 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 3 2 号 買受適格証明願について
	報告第 3 3 号 農地改良届について

議 長 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は１３人、推進委員の出席数は９人です。

定足数に達していますので、令和４年度１月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第１「議事録署名委員の指名」を行います。
８番木村治彦委員及び１１番横井幸一委員を指名します。

議 長 日程第２「会期の決定」を議題とします。
本総会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日１日限りと決定しました。

議 長 日程第３ 議案第３０号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第３０号について説明いたします。

１番につきまして説明いたします。

参考資料は１～８ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島大切戸、上江越地内の田及び七宝町桂東山、深田、六勺地内の田、畑の賃借権設定による新規就農となっております。

なお、こちらの案件につきましては、新規就農になりますので、１月１６日に、三輪会長、加藤委員、近藤美奈子委員、平尾委員と事務局にてヒアリングを実施させていただき、許可相当と判断をさせていただいております。

また、農地所有適格法人ではない法人の新規就農となりますので、適正に耕作されていない場合には契約を解除できるという解除条件付きの賃借契約を締結させていただいております。

つづきまして、２番について説明いたします。

参考資料は９～１０ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は石作六丹寺地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、３番について説明いたします。

参考資料は１１～１３ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は西今宿八反田地内の田の使用貸借権設定による経営拡大となっております。

つづきまして、４番について説明いたします。

参考資料は１４～１５ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は方領上川端地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

こちらにつきましては、１月２６日に宇佐美委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第３０号につきましては、宇佐美委員に現地確認を行って頂きましたが、現地の状況について報告願います。

宇佐美委員 議案第３０号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び宇佐美委員から説明・報告がありました、議案第３０号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第３０号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第３０号は承認されました。

議 長 日程第４ 議案第３１号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第３１号について説明いたします。
１番につきまして説明いたします。
参考資料は１６～１８ページです。

申請者は議案のとおり、申請地は、丹波西裏地内の畑で、一般個人住宅の転用となっております。

申請者は、現在大治町で賃貸住宅に居住しております。平成１７年に父親から相続した申請地に自己用住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で 10ha 未満であるもので、農地区分は、第２種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

これらにつきましては、１月２７日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、１月２６日には宇佐美委員と現地調査をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第３１号につきましては、宇佐美委員に現地確認を行って頂きましたが、現地の状況について報告願います。

宇佐美委員 議案第３１号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び宇佐美委員から説明・報告がありました、議案第３１号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第３１号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第３１号は承認されました。

議 長 日程第５ 議案第３２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第３２号について説明いたします。

１番及び２番につきまして、関連がありますので一括で説明いたします。

参考資料は１９～２２ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町桂西塚地内の田・畑で、医療等施設及びその駐車場への転用で賃借権設定となっております。

す。

借受人は、海部郡大治町に居住し、七宝町鷹居にて診療所を営んでおります。

現在の診療所が老朽化し、敷地内での建替えが難しいため、1番の申請地に診療所を建設し、2番の申請地に来院患者用駐車所を設置するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地ため、転用の許可が見込めます。

続きまして、3番について説明いたします。

参考資料は23～25ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂西塚地内の畑で、薬局の店舗への転用で賃借権設定となっております。

借受人は、名古屋市中川区に本社を置き、薬局の経営を行っております。

先ほどご説明した、1番の診療所の指定調剤薬局として選定されたため、調剤薬局を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地ため、転用の許可が見込めます。

続きまして、4番について説明いたします。

参考資料は26～28ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は東溝口五丁目地内の田で、資材置場兼駐車場への転用で賃借権設定となっております。

借受人は清須市に本社を置き、リサイクル品の販売等を営んでおります。

業務の増加に伴い、本社に付帯している倉庫及び資材置場兼駐車場では作業場所が不足しているため、申請地に資材置場兼駐車場を新設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農地で、農地区分は、第1種農地に区分されます。業務上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5番について説明いたします。

参考資料は29～31ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島中屋敷地内の畑で、一般個人住宅への転用で所有権移転となっております。

譲受人は東京都港区に本社を置き、不動産業を営んでいます。

あま市とその付近で新たな住宅用地を探す中、七宝駅に近く、沖之島地区計画区域内にある申請地が、事業計画に合致したため、申請地北側隣接地と一体で一般個人住宅用の分譲住宅2棟を建築するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されま

す。第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

続きまして、6番について説明いたします。

参考資料は32～34ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島南屋敷地内の田で、一般個人住宅への転用で所有権移転となっております。

譲受人はあま市篠田に本社を置き、不動産業を営んでいます。

あま市とその付近で新たな住宅用地を探す中、七宝駅に近く、沖之島地区計画区域内にある申請地が、事業計画に合致したため、本申請地に一般個人住宅用の分譲住宅3棟を建築するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

これらにつきましては、1月27日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、1月26日には宇佐美委員と現地調査をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 宇佐美委員に現地確認を行って頂きましたが、現地の状況について報告願います。

宇佐美委員 議案第32号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び宇佐美委員から説明・報告がありました、議案第32号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第32号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第32号は承認されました。

議 長 日程第6 報告第29号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第30号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、報告第31号「農地法第18条第6項の規定による届出について」、報告第32号「買受適格証明願について」、報告第33号「農地改良届について」を事務局から一括報告願います。

事務局 （報 告）

議 長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さ
までした。
次回の農業委員会でございますが、２月２８日（火）午前１０時からの予定
です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年2月10日

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 木村 治彦

署 名 委 員 横井 幸一